

入 札 公 告

市庁舎長寿命化改修 3F・4F 内部改修工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和5年8月21日

有田市長 望 月 良 男

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度 令和5年度
- (2) 工 事 名 市庁舎長寿命化改修 3F・4F 内部改修工事
- (3) 工事場所 有田市箕島 地内
- (4) 工事概要 ① 3F・4F内装工事 一式
(各階天井仕上、便所全面改修等)
② 同上電気設備工事 一式
(電灯設備、幹線動力設備、拡声設備、自動火災報知設備等)
③ 同上機械設備工事 一式
(衛生器具設備、空調設備、自動制御設備等)
- (5) 工 期 令和7年3月31日まで
- (6) 予定価格 金234,400,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (7) 調査基準価格 金215,648,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (8) 失格基準価格 金175,800,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)
- (9) 施工形態 単体又は共同企業体
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事とする。
- (11) 支払条件 前 払 金 有
中間前払金 有
部 分 払 有 (5回まで)
- (12) 各会計年度における請負代金支払限度
令和5年度 請負金額の約40%の金額
令和6年度 請負金額の約60%の金額
- (13) 契約の保証 要
- (14) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体又は共同企業体であって、入札書を提出した日から落札業者を決定する日までの

間、次に掲げる要件を満たしている者であること。また各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 全ての者は以下に示す要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 公告日現在において、有田市の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。

エ 有田市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年訓令第2号）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

オ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

カ 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令第47号）に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。

ク この入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合
 - ① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合
 - ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (2) 単体で参加する者は次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）が有田市内にある者であり、過去5年間に有田市が発注する建築一式工事部門の指名競争入札に指名された実績のある者であること。
 - イ 建築一式の監理技術者資格者証を有する者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。また営業所専任技術者との兼務は不可。以下監理（主任）技術者について同じ。）を当該工事に専任で配置できる者であること。
 - ウ 建設業法に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - エ 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値（P点）（入札日時時点で有効な審査基準日のもの。以下単に「総合評定値」という。）が720点以上の者であること。
- (3) 共同企業体として参加する場合は次の要件を全て満たしていること。
 - ア 一共同企業体の構成員は二者又は三者であること。
 - イ 一構成員当たりの出資比率は、二者の場合30%以上、三者の場合20%以上とする。
 - ウ 共同企業体の施工形態は共同施工方式であること。
- (4) 共同企業体の代表幹事となる者はア又はイの要件を満たしている者であること。
 - ア 主たる営業所が有田市内にある者は(2)の要件を満たしている者であること。
 - イ 主たる営業所が有田市外にある者は以下に示す要件を全て満たしていること。
 - ① 建設業法に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - ② 総合評定値が1000点以上であること。
 - ③ 平成25年4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引き渡し完了した国又は地方公共団体等（※1）が発注者である、延床面積1,300㎡以上の建築物新築工事、改築工事又は内部改修工事いずれかの施工実績（内装工事、電気設備工事、機械設備工事を含んでいること。（※2））を有すること。ただし共同企業体としての施工実績は、出資比率30%以上のものであること。
 - （※1）中央省庁、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、財産区、地方開発事業団等、地方公共団体が設立した財団法人とする。
 - （※2）施行実績については、内装工事、電気設備工事、機械設備工事が1工事ではなく、それぞれ別発注（発注者、施工場所相違可。）でもよい。
 - ④ 建築一式の監理技術者資格者証を有する者を当該工事に専任で配置すること。
- (5) 共同企業体の代表幹事を除く構成員となる者は次の要件を全て満たしていること。
 - ア 主たる営業所又委任先（有田市と入札・契約等の取引する権限を委任された支店・営業所）が有田市内にある者であり、過去5年間に有田市が発注する建築一式工事部門の指名競争入札に指名された実績のある者であること。
 - イ 建設業法に基づく建築一式工事の建設業の許可を受けている者であること
 - ウ 建築一式工事の監理技術者資格者証を有する者又は主任技術者の資格を有する者を当該工事に専任で配置すること。

3 入札参加手続き等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。

(2) 仕様書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

ア 交付期間 令和5年8月21日(月)から令和5年8月25日(金)

有田市の休日を定める条例(平成3年条例第23号)第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお令和5年8月21日については正午頃より。

イ 交付場所 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所経営管理部総務課管財係

電話番号 0737-22-3750(管財係直通)

FAX番号 0737-82-1725

e-mail somu@city.arida.lg.jp

ウ 交付方法 仕様書等の配布については以下のいずれかにて行う。

① 仕様書等配布願(別記第1号様式)及び未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)をイの場所まで持参すること。

② 有田市発注の指名競争入札時にオンラインストレージを利用している者は、仕様書等配布願(別記第1号様式)をイに記載するFAX又はe-mail(到着確認の電話を行うこと。)にて提出すれば、オンラインストレージにて登録しているメールアドレスへURL等を送信する。

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ

イ 閲覧場所 (2)のイに同じ

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和5年8月30日(水)から令和5年9月1日(金)までの3日間。受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。)に定める質問書(別記第2号様式)により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。(直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。)

なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合は、提出後、ウの受付場所に到着確認の電話をすること。

ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所経営管理部総務課管財係

電話番号 0737-22-3750 (管財係直通)

F A X 0737-82-1725

e-mail somu@city.arida.lg.jp

エ 回 答 日

令和5年9月6日(水) 午後6時頃まで

オ 回答の閲覧方法 総務課に掲示し、有田市ホームページ

(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和5年9月8日(金)から令和5年9月12日(火)まで

イ 提 出 先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田市役所経営管理部総務課管財係 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に入札書、工事費内訳書、技術資料作成要領に基づく各書類、共同企業体にて応札する場合は有田市共同企業体運用基準(平成13年10月1日施行。)に基づく各様式、低入札調査基準価格を下回る応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成15年8月1日施行。)に基づく入札理由書を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札書等の不受理について
実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。
- (4) 入札の無効について
実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 失格について
実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

- (1) 開札は公開とする。
 - ア 開札日時 令和5年9月13日(水) 午後1時30分
 - イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50番地
有田市役所 設備棟多目的室
- (2) 落札予定について
落札予定日 令和5年9月14日(木)(低入札価格調査が無い場合)
- (3) 入札結果の公表
落札決定の翌日
- (4) 公表方法
開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載するものとする。

6 低入札価格調査に関する事項

- (1) 開札後、低入札価格調査基準価格を下回る応札を行った者は低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回る応札を行った者は、低入札価格調査実施要領に基づく各様式(入札理由書を除く。)を開札日の翌日までに提出すること。
- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。
- (2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務

に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

8 留意事項

- (1) 入札の適正な競争性を確保するため、1 者のみが参加した入札は取り止めることとする。
- (2) 契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

9 封筒の記載例

〒 6 4 9 - 0 3 9 9

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行

開札日 令和5年9月13日

工事年度 令和5年度

工事名 市庁舎長寿命化改修 3F・4F 内部改修工事

工事場所 有田市箕島 地内

企業名

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先（電話番号）

担当者連絡先（ファクシミリ番号）

〒 6 4 9 - 0 3 9 9

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行

開札日 令和5年9月13日

工事年度 令和5年度

工事名 市庁舎長寿命化改修 3F・4F 内部改修工事

工事場所 有田市箕島 地内

共同企業体名

特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先（電話番号）

担当者連絡先（ファクシミリ番号）